

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域（平成18年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正する。

平成24年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
3 あわびをとる漁業		3 あわびをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
吉里吉里加入区	(水域) 一共第201号漁業権の漁場の区域 (区域) 上閉伊郡大槌町吉里々々の一部及び吉里吉里一丁目から吉里吉里四丁目までの区域	大槌町加入区	(水域) 一共第202号漁業権、一共第203号漁業権及び一共第207号漁業権の漁場の区域 (区域) 新おおつち漁業協同組合の地区の区域
大槌加入区	(水域) 一共第201号漁業権、一共第202号漁業権及び一共第203号漁業権の漁場の区域 (区域) 上閉伊郡大槌町大槌、安渡、新港町、港町、大町、須賀町、栄町、小槌、吉里々々の一部及び赤浜の区域		
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			